

熱海市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第5号

熱海市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熱海市国民健康保険条例（昭和35年熱海市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。